

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康増進課	整理番号	1-5
処分の種類	栄養士免許の取消し、栄養士の名称の使用の停止			
根拠法令条例等・条項	栄養士法第3条、第5条第1項			
処分の概要	栄養士師免許の取消し、栄養士の名称の使用の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】</p> <p>・栄養士法</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。</p> <p>一 罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>二 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</p> <p>第五条 栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			